

平成22年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成22年6月14日

○出席議員 17人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	12番 寺尾重雄君	13番 渡辺玄正君
14番 児安利之君	15番 水野正美君	16番 伊丹富夫君
17番 黒川民雄君	18番 末吉定夫君	

○欠席議員 1人

11番 岩瀬義信君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平輝夫君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 花ヶ崎善一君	市民課長 佐瀬義雄君
介護健康課長 西川一男君	環境防災課長 玉田忠一君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 鈴木克己君	農林水産課長 関重夫君
観光商工課長 近藤勝美君	福祉課長 関修君
水道課長 藤平光雄君	会計課長 渡辺秀行君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 黒川義治君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 守沢孝彦君 議事係 長 大鐘裕之君

議事日程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村
総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後

- 期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 陳情の委員会付託

- 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第6号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第8号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

第3 休会の件

開 議

平成22年6月14日（月） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は16人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

発言の訂正について

○議長（板橋 甫君） 関農林水産課長より、6月11日の児安利之議員の一般質問に際しまして、発言の訂正を求められておりますので、これを許します。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） 大変申しわけございませんけども、6月11日の児安議員の一般質問のうち、家畜伝染病、口蹄疫対策についての答弁の一部を訂正させていただきます。社団法人千葉県畜産協会が実施する口蹄疫発生予防緊急対策による補助事業によって購入する石灰194袋の積算内訳についてであります。答弁では1袋20キロ入りの消石灰を豚15頭に対して1袋、牛1頭に対して5袋と申し上げましたが、正しくは豚13頭に対し1袋、牛は約2.7頭に対して1袋でありましたので、訂正させていただきますとともに、慎んでおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（板橋 甫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第28号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第28号は総務常任委員会へ、議案第29号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 私から、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いしたいのですが、これは市民生活に密着した、懷に影響するような重要な条例改正です。この重要な案件に対して、議案の説明資料、こういったものが全く不十分と言わざるを得ません。さきの一般質問でもいろいろなされましたけれども、それだけ皆さん、注目しているわけです。それに対する説明資料が不足している。というのは、去る5月に行われた勝浦市国民健康保険運営協議会、これに対して綿密な、詳細な資料が提出されているわけですね。その協議会にそれだけの資料が提出されてあって、本議会に対して資料が一切出されていないと。これについては、当局はどのようなお考えなのか、それをまずお伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 市民課といたしましては、従前より5階の図書フロアの一画に国保運営協議会の資料をファリングいたしまして、議員の皆さんに閲覧していただくという手法で行ってきました。今回についても同じでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） それこそ、いつも私が申し上げるように、議会を軽視した措置ですね。議員の図書室に1部だけ出してあるから、それを見てくれということですが、全員が一度に見られるんですか。何を考えているんですかね。全く議会を軽視していますよ。何だかんだ言ってもいけませんので、議長をお願いします。この場にその運営協議会に提出された詳細な資料を提出してくれるようにお取り計らい願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板橋 甫君） 忍足議員より資料提出を今、執行部に求められましたけども、提出できますか。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 提出する方向で若干の時間をいただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が提出されましたので、職員に配布いたさせます。

〔資料配布〕

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 議長におかれましては、早速のお取り計らい、ありがとうございました。

今、ざっと見させていただいたのですが、これだけ詳細、丁寧な資料があれば、これを見れば、ほとんど質問することがございません。くどいようですが、こういったものを、なぜ事前に出されなかったのか。議案に添付されなかったのか。今後のこともございますので、これは市長にお伺いするまでもありません。副市長からこの辺の考え方、議会に対する姿勢をお伺いしたい。それで終わります。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 議会審議、あるいは議員活動での執行部の資料の件でございますけども、本件につきましては、私の記憶では、長い歴史の中で、確かに国保運営協議会には当然ながら資料を提出してございます。本会議におきまして、個々の議員からの要求はあったかもしれませんが、この資料を全議員に提出してくれというお話は、私には記憶ございません。しかし、資料ですから、執行部も決して拒むものではございません。審議に必要、議員活動に必要な資料は、できればといいますか、公文書でございますので、議長の請求があれば、提出する考えでございます。特に今回につきましては、先ほどの議会軽視という言葉は、執行部につきましては非常に重い言葉でございます。もしも議会軽視であれば、深くおわびいたしますけれども、私は今までの経緯等からいって、議会軽視というふうには考えておりません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 1点だけ、財政上の処理の問題で、資料として出されたので、質問したいと思います。資料を出されました10ページ、国民健康保険特別会計事業勘定決算状況というのがあって、上段の歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、その次に地方自治法第233の2の規定による基金繰入額、こうなっているんですね。この表を見て、私も一般質問やるので、どうい

ふうな形で財政が処理されてくるのか調べたのですが、この財政処理は、地方自治法第233条の2というのは、この年度で発生した剰余金は次の年度に繰り越さなければならない。ただし、条例もしくは議会の議決によって基金に繰り入れることができると、こういうものなのですが、そうなりますと、この表を見ると、第233条の2の取り扱いは、基金に繰り上げたのは次の年度になっています。これはどっちが正しいのか。

私の理解ですと、上段の平成18年度を見ますと、この5,000万円というのは、予算上5,000万円を基金に積み立てることを予算の中で計上して決算されたものですね。そうすると、その年に剰余金の中から5,000万円を地方自治法第233条の2によって基金に積み立てた。年度の中で剰余金の中から議決によって基金に繰り入れることができるということになりますと、その年度内の剰余金の処理であって、年度を超して剰余金になって、年度を繰り越した翌年度になった場合には、これは取り扱いが違うんじゃないか。だから、この表はある意味では、平成18年度に1億円、平成19年度に、財政調整基金の状況ですけれども、平成20年度に8,000万円になっているんだけど、上の段は平成19年度で8,000万円になっている。これは1年度ずつ繰り上がっていかないと、地方自治法第233条の2で規定された正しい決算の処理にはならないんじゃないかと思うんです。この辺の財政処理、こういうふうに公に出されてくると、こういう決算条項の表がまかり通っていつちやうとわかりづらくなるし、本来の地方自治法第233条の2の取り扱いとはいささか違うんじゃないかという疑義が生ずるんですけれども、行政側の見解を求めます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えします。基金の繰り入れの決算の関係の質問です。これにつきましては、会計上、年度が3月31日、4月、5月が出納整理期間ということであります。それらの関係におきまして、さらに財源の影響もありまして、表のような各年度、繰り入れ、平成18年度に5,000万円、平成19年度に8,000万円処理いたしまして、10ページの下の表の基金の状況といたしましては、平成18年度5,000万円、平成19年度5,000万円、平成20年度8,000万円、現状では、このように決算上、処理しております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） そうというような決算処理しているというのなら、そうですかということになるんですけども、地方自治法第233条の2は何を規定しているんだということなんですよね。3月31日、全部、決算がきれいさっぱりと終わるわけじゃない。5月31日まで、2カ月間の猶予があって、その中での移動したものを含めて、最終的には決算書ができ上がるわけでしょう。だから、その最終的な決算書ができ上がったときに、本来は3月31日の年度内に決算処理すべきものが2カ月、これは県や国との関係でずれ込むことだってあるわけですよ。3月31日で終わってからいろいろ、その年度内に入ってくるべきものが入ってきたとか、あるいは、精算すべきものを精算したとか。そういうものを全部作業が終わって、それが決算書として出てくる。

そうなりますと、これは3月31日ではこうかもわかりませんよ。だけど、3月31日越えても、その年度内に発生した剰余金は、議会の議決を経て、勝浦市は条例ではなくて議決でやっていますから、議決を経て、これは前年度の剰余金として、その剰余金の中から基金に積み立ててよろしゅうございますというのが第233条の2なんです。だから、これは3月31日の月日の問題じゃなくて、決算処理上の問題として、本来は前年度の剰余金の中から基金に積み立てられ

たんだから、前年度の決算処理にすべきだというのが、これは私の見解でもあるけど、同時にそれは地方自治法第233条の2に定めた処理の方法だろうというふうな理解なんですけども、これからもずっとこういう形で勝浦市はやっていくんだよということなんですか。その辺は、今、どっちがいいとか悪いとか、この場で結論出すつもりはありませんけれども、行政側の統一した見解を求めます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 私どもにおきまして、特別会計を決算するわけなんですけども、これらにつきましては既に確定した数値となっております。ご質問の今後でありますけども、独断では当然ながら判断いたしかねますので、これから精査の上、法にのっとった適正な処理をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 今の答弁で了とするところですけども、これは国保会計だけじゃないと思うんですね。勝浦市の財政処理のあり方の問題として統一した方向で、一般会計も含めて自治法第233条の2を適用した場合にどうするのかという、この決算処理上の問題について、私は行政側の統一した見解を出していただきたいことを要望いたしまして、終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 今の課長の答弁ですが、新年度、新しい課長になって無理ないと思うんですけど、しかし、こうやって出しておいて、今後、精査してなどという話は聞いてられないので、特別会計であろうと、一般会計であろうと、今、提起された問題は、財政上の手続上の問題ですから、これは当然、関連して財政課長なりその他がわかりやすく答弁すべきですよ。

私の解釈では、平成19年度で8,000万円の基金を繰り入れたと。基金に繰越金を繰り入れたと。それはそれで決算だからいいんですよ。その繰り入れた基金が平成20年度に8,000万円あるんですよというのが下段でしょう。全然矛盾ないじゃないですか。そういうことをなぜ答弁できないのか。それが一つ。

次に、議案第30号の職員の勤務時間の関係で質疑いたします。市長の提案理由の説明でおおよそわかるんですが、この法改正、育児休業、介護休業、福祉に関する法律の一部改正だとか、そのことによって3歳未満の育児の勤務免除、早出、遅出など、あるいは条文整備などと言われていますが、もう少し具体的に総務課長から、勝浦市の場合、従前のこの条例によって実績があったのかなかったのか。あったとすれば、どういう状況なのか。ない場合でも、今度の法改正によって、この条件が具体的にどういようように変わるのか。条文読めよと言われれば、それまでだけど、わかりやすく説明をお願いしたい。

次に、議案第31号の市税条例の一部改正なんですけど、この一部改正は、せんだっての後半国会の中で、関連する法案その他が成立したわけです。そういう中で、地方税法の改正では、地方交付税だとか、地方税だとか、地方税の中では個人住民税だとか、自動車関連の暫定税率、地方たばこ消費税だとか、あるいは不動産取得税だとか、その他特例措置の透明化、いろいろ改正されているんだが、国会の審議状況などの中で、結論的には、地方税法等の改正については、賛成したのが民主党、社民党、国民新党であって、あと共産党、自民党、公明党、みんなの党、あと何とかってよくわからないけど、それらが地方税法は全部反対していると。つまり、与党はよかれとして法案提出して賛成しているのは当然なんだけど、そのときに社民党は与党

でしたから賛成しているんだが、あとの野党は全部反対している。

中身がいろいろあるんですけど、それはそれとして、地方税法の改正の中で個人住民税のことをまずお尋ねしたいんです。今回のこの改正の中では、個人住民税について16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除、地方税分で言えば33万円、16歳以上19歳未満の扶養控除、これは特定扶養控除の上乗せ部分と言われていますが、地方税分が12万円、これらが子ども手当の財源にするというので廃止されたわけですね。このことは、我々国民に相当増税を強いているわけですけど、どのくらいかと、いろいろ試算が出ていますけど、勝浦市の場合、前年度の実績をベースにした場合に、この扶養控除の廃止・削減がどの程度、市民にマイナス影響というか、増税になってくるのか。全国的には、個人住民税が4,569億円というふうに言われている。4,500億円ですから大增税です。勝浦市は試算されているかということですね。

2番目に自動車関連の税金なんですけど、軽油引取税が暫定税率が廃止され、当分の間、現行の税率1キロリットル当たり3万2,100円ということなんですけど、勝浦市の漁業の場合、エンジンに重油を使っていませんから、全部と言っていいほど、100%近く軽油を使っています。しかし、これは減額措置で非課税になっていると思うんだが、この辺が、今後、漁民の皆さんも相当心配の種の一つに、将来的には漁業や農業の1次産業の軽油使用に対しても軽油引取税などがかかってくるのではないかという危惧を持っていらっしゃる方も、聞き取りの中では結構おられるわけですけど、そういう点で勝浦市の漁業や農業に現時点、あるいは将来的に影響していくのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたい。

たばこ消費税ですが、確かに喫煙は体によくない。あるいは、特に喫煙する人と一緒に住んでいる奥さんとか子供たちへの影響なんかもある中で、プラス的な要素はあんまりないんですけども、しかし、現実にはたばこ税が値上げをされるということが決まったわけですね。勝浦市としては前年度実績をベースにして、どの程度の増収になろうとしているのか。

本来、たばこの税金を上げたら、そういう煙害といいますか、それから環境を守るというほうに、その増税分だとか、そういう消費税を使って環境を整えていく、そういうお金に使うべきだと思うんですけど、それはそれとして、今回は増収分はどの程度かというのをお尋ねをしておきたい。

不動産の取得税だとか、固定資産税だとか、都市計画税などの税負担の軽減措置がとられているわけですけど、勝浦市の場合、都市計画税は廃止しておりますから、固定資産税など負担軽減の措置があるわけですけど、いずれにしても、不動産取得税の関係や固定資産税の関係で、今度の法改正で勝浦市にどういう影響が出てくるのかということをお聞きしたいと思います。

最後の議案第32号ですが、国保税でさんざん一般質問でやりましたから、そこを避けて一、二点お聞きしたいと思うんですが、非自発的失業者への負担軽減措置、これも今度の国保税の改正で出てきた一つの柱になってるんだが、現実には経済状況の悪化とか大企業の解雇などによって突然職を失い、所得が前年に比べて大幅に減少したために、国保税の負担が困難となるケースが増えていると。

そこで、今回の改正で雇用保険の受給資格を持つ人のうち、特定受給資格者、あるいは特定理由資格者について、おおむね2年間に限り、国保税の算定額を前年の給与取得の100分の30、つまり実際にある所得の3分の1とするということだと思うんですが、一般質問の中でも一部出ていましたが、改めて答えをいただきたいんだが、このことによって今までに申請が何件出

ているか。これはハローワークで情報を知って、市の窓口に来ていますよと、こう言っているんだけど、ハローワークにお任せではなくて、それが必要なんだけど、勝浦市独自としてこういう市民が置かれている状況を見れば、率先して役場当局が、あるいは税務当局がこういう制度が新たに今度できたんだから、該当する方はどんどん申し込んでくれと、手段はいろいろあるでしょうけど、そういう周知徹底を図るのが市民が主人公の行政の姿勢ではないかと思うんだが、そういう点についてはやっておるのか。あるいは、やらないとすれば、これからやる気持ちがあるのかということですね。

もう一つは、国民健康保険税減免取扱要綱があります。あわせて、介護保険の減免取扱要綱もあります。今度の非自発的の関係は、この要綱の中には盛る必要はないのか。その辺は盛らなくても、それはそれでやれるんですよということなら、それでいんだが、あなたの不勉強で、もう既に盛ってありますよというなら、それはそれでお答えいただければいいんだが、そういう点について、取扱要綱はどうなっているのか。

非自発的ではなくても、これも一般質問の中でも出ておりましたが、今の厳しい状況の中で、市独自の減免措置、市長が特に認めた者ということで減免できるわけですから、これは7割、5割、2割の関係とは別の減免措置ですから、このことを市民がといっても、ずるで活用じゃなくて、実際に困っている人たちがこういうものを知らないで減免申請できないという状況がないように、これも周知を図っていくということが必要だと思うんですが、その点についてお尋ねしたい。

最後に、もし議長のお許しをいただければ、大きなくくりで言えば、地方税法の改正なんですが、この議案とは違うので、いかがかと思いますが、地方交付税法の改正もありました。この点について、議長の判断で、それだめというなら、それは結構ですけど、もし特にお答えをいただけるとすれば、今回の地方交付税法の改正では、地方交付税の法定税率の引き上げが行われなかった。財源不足額のうち10兆7,760億円を国と地方で折半することとなったと言われています。これは、つまり旧自公政権時代の合意である折半ルールをそのまま引き継いでいるというふうに言っているわけですが、そういう点で、私から言わせれば、この期に及んでこの地方交付税の法定税率引き上げをしないということは全くふらちだと思うんだが、地方自治体側から見た今度の税率を上げないということについての考え方、どういうふうに考えているのか、お尋ねをしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） それでは、答弁を求めます。最初に、佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えします。非自発的に係る軽減措置、介護保険等の要綱、これに載せる必要があるかどうか。これにつきましては、今回、地方税法の改正に伴いまして国民健康保険税の部分、条項でいいますと第703条の5関係によりまして、国民健康保険税の軽減措置に係る基準をみなすこと、これに沿って改正されたわけでございますので、私、要綱等確認しておりますが、今のところ必要はないのではないかと、そう考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答えいたします。育児休業法改正に伴います職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正条例の関係でございますが、初めに1点目の従来の条例適用の実績というご質問をいただきました。初めに、子供が3歳に達する日まで育児休業ができる育児休業制度、これの実績関係であります。期間が、始まりと終

わりが年度をまたがるケースがございます。つきましては、期間が開始した件数で実績を述べさせていただきます。平成18年度が5件、平成19年度が5件、平成20年度が9件、平成21年度が8件、平成22年度が現在のところ1件。なお、現在、休業取得中の人数が10名と、このような状況となっております。

なお、そのほかの関連制度があるわけですが、育児短時間勤務、子供が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、希望する日、時間帯で勤務が可能とする制度であります。これにつきましては現時点で取得者はございません。

また、部分休業という制度もございます。これは子供が小学校就学の始期に達するまで、始めと終わりの2時間以内を勤務をしないことができると、このような制度でございますが、現在、取得中が1名、過去に取得した者が1名と、このような状況でございます。

なお、そのほか勤務時間条例関係で、早出・遅出制度というものがございます。これにつきましては、現在、取得中が1名、過去に取得した者が1名と、このような取得状況となっております。

2点目の今回の改正によりまして、具体的にどのように変わるのかというご質問でございますが、今回の制度改正につきましては、全般的に少子化対策の観点から仕事と子育ての両立支援を一層進めるために、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備しようというものでございまして、関連項目等々、多くなっております。具体的にというご質問でございますので、改正条例に沿って概要をご説明させていただきます。

初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係でございますが、第8条の2関係につきましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出・遅出勤務を請求することができるというような改正でございます。

次に、同条例8条の3の関係であります。3歳に満たない子供のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないと。これは新設の条項でございます。

次に、もう一方の条例であります職員の育児休業条例関係でございますが、1点目として関連がございます第2条及び第9条及び第19条におきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業を取得することが可能となる、このような改正でございます。

次に、第2条の2、これは新設でございますが、子供の出生の日及び産後8週間の期間内に最初の育児休業した職員は、特別の事情がなくても再び育児休業することができるというような新設項目でございます。

なお、その次に第3条及び第10条関係でございますが、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業した後、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるという改正でございます。

最後に、第5条及び第13条関係でございますが、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないと、このような改正でございます。

以上が今回の改正条例の具体的な内容となっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。最初に、個人住民税の関係の扶養控除の見直しに係る影響額ですけれども、前年との比較につきましては、現在、調査しておりませんが、この前、お答えしました平成22年度当初課税をベースに人口推計の減少を用いまして、所得の影響が出ない納税者がいるために、その2分の1ということで見込みました結果につきましては、影響額といたしましては1,800万円ということでお答えをしております。

2番目のたばこ消費税の関係ですけれども、これにつきましては、今年度の予算額と比較いたしましては、96万円程度の増額ということで、今年は見込んでおります。

3番目に、固定資産税に対する影響額といたしましては、現在、改正によります影響はないものと見込んでおります。

4番目の非自発的失業者に係る関係ですけれども、うちのほうの取り扱い要領とはこの問題は別に、今回、条例に計上されますので、その要領とこの取扱いは今回、別問題ということでございます。現在、この申請につきましては、13件来ております。

また、これにつきましては、今まではハローワーク等で広報されておりますけれども、今後のPRにつきましては、広報あるいはホームページ等を活用して行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。地方交付税法の関係のご質問でございますが、地方交付税法におきましては、地方財源の不足が3年にわたって生じた場合は、地方行財政制度の改正、または交付税率の引き上げを定めてございますが、ここ何年か、国の大変厳しい財政状況の中で、それがそのままになっておりまして、今回の改正でも地方交付税法の法定率の引き上げは見送られたところでございます。また、地財計画上の財源不足を補うために約10兆8,000億円ほど財源不足をするわけでございますが、国と地方との折半ルールによりまして、半分を国で、半分は臨時財政対策債で地方で財源の手当てをするというような形で、これも今までどおり、従前の方式になりました。臨時財政対策債の発行額等につきましては、対前年度から見れば大幅に増やしてくれておりますけれども、ルールそのものは基本的には変わっていないというのが現状でございます。

しかしながら、本来、地方交付税制度そのものが地方財源の均衡化、かつ地方行政の運営を保障するための地方交付税でございますので、本来の趣旨に沿った形での見直し、地方の立場からすれば必要だという認識を持っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） 軽油引取税の暫定税率廃止の件ですけれども、これにつきましては、当分の間、現在の税率水準が維持されるということになりました。議員、ご指摘のとおり、漁業に使う燃料が高騰、平成20年度のときには120円を超えて高騰したということで、国や県のほうで緊急対策で事業を行いましたけれども、現在は85円程度で落ち着いておりますが、これがまた高騰するようですと、漁業に対して大きな打撃がありますので、その時点では関係機関と協議しながら、県を通じて国に対策を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 水野議員の質疑に対して関連して聞いた答弁はないですか。

〔12番 寺尾重雄君入席〕

○議長（板橋 甫君） 藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 基金の関係で、国保特別会計、一般会計、関連があるわけでございますけれども、まとめて基金の関係について答弁をさせていただきます。基金につきましては、基金を積むのが大体年度末になるわけでございますけれども、実際、基金の積み立ては予算化をされたとしても年度末で、資金需要が非常に不足している時期に積み立て関係をするということでございます。実際に積み立てをしているのは、出納整理期間に積んだりおろしたりすることが多いわけでございます。ところが、基金そのものは基本的に財産になりますので、出納整理期間という考え方はございません。したがって、いつでも積み立てることは可能なのでございますけれども、実際、年度末に基金で調整をしても、大体のものが4月以降になるというのが現状でございます。その場合、基金としては翌年度に収納されるということになりますので、その辺がその年度によって取り扱いが、例えば財政的な余裕があって、当該年度に入るケースもありますし、翌年度に歳入そのものが入るケースもあるということで、一貫性がないというふうにご指摘を受けられるかもしれませんが、経理的にはそういう特殊な要因があるということをご理解をいただきたいことと、あわせて、地方自治法の第233条の2の歳計剰余金の処分の規定、あるいは地財法の第7条の規定、こういうものをきちっと適法に運用した中で経理をしているということをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） そうすると、さっき言われていたのから言うと、この国保の平成19年度の決算における8,000万円の基金繰り入れというのは歳出ですよ。これと平成20年度の積立金の現在高の基金の状況というのは、今の理屈からいうと、平成19年度に入れたものとは違う8,000万円なのかということになっちゃうわけですよ。年度末には処理できないで、次年度に処理しているケースが往々にしてあると。だったら、平成19年度決算には処理してなければ、ここに基金繰り入れで平成19年度決算で計上してないでしょう、平成20年度に入れたということになれば、その辺のところが疑問に思いませんか。私の考え方では、平成19年度で8,000万円決算処理したと。次の下段では、基金の状況は、平成20年度の基金の保有額は8,000万円ですよと、こういう状況だろうと。だから、今の財政課長の一般論としての理屈はわかる。具体的に出された資料の10ページはいかかかと、こういうことをさっきは聞かれているわけですから、それにも納得できる答弁がないと、全面的な答弁にならないと。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。おっしゃられることはよく理解はできるのでございますけれども、この資料のつくり方は、決算書を見ていただくと、決算書に一般会計も含めて、あるいは国保会計の財政調整基金についても、この数字と若干違っております。ただ、これは決算統計、一般会計もしっかりなんですが、国保の基金についても、決算統計の仕方に合わせると、こういう数字になるということをご理解をいただきたいんですが、実際はきちっと決算書に表示したものが正しい数字と。正しいというか、決算統計の場合、若干、決算書と違う部分でカウントしますので、これは全国的なルールに基づいてやるものですので、たまたまこれについては決算統計の型に応じてカウントしたということをご理解をいただきたいと思えますし、実際、平成20年度末の1億5,878万円につきましては、変更がないというふうにご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 私も決算書、見ていますよ。1億何ぼになっているんだよ。これは統計上なんだと言われたって、我々素人には、資料としてはこれがすべてなんだ。決算書は承知していますよ。だけど、この数字をどういうふうに見たらいいのかということが問われているんだよ。悪いけど、もう一度、お聞きします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。たまたま隣に前任者がおりましていろいろ聞いているところなんです、いずれにいたしましても、実質単年度収支であるとか、決算統計上のいろいろルールがございますので、そういうものをつじつまを合わせると、こういう数字になってしまうということなんだそうです。ただ、あくまでも決算とすれば、例えば、平成20年度決算ですと、93ページにきちっと決算額を示してございますので、これがあくまでも確定数値。今言った決算統計のルールとか云々とは全く違い、これがきちっとした基金の数字だということでご理解いただきたいと思います。決算統計のやり方とかルールとか非常に煩雑でございます、私のほうもまだ理解をしてないところもありまして、ご理解いただけないところもあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、決算書の数値に最終的には、真ん中の部分は若干疑義あるところがございますけど、決算額そのものとすれば、財政調整基金につきましては変更がないということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号は総務常任委員会へ、議案第32号は教育民生常任委員会へ、議案第33号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

11時30分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。中村一夫議員。

○2番（中村一夫君） 1点、お聞きしたいと思います。資料の中である程度はわかったんですけども、一般会計の29ページ、委託料449万5,000円、貴重ひな人形仕分け・保存業務委託料ということで計上されているわけですが、これは100%補助事業ということで説明等ございましたけども、まずお聞きしたいのは、離職者を雇用するということで説明があったんですが、どんな人を予定しているのでしょうか。わかったら教えていただきたいと思います。

次に、貴重なものとそれ以外を仕分けするということなんですけども、どんなふうに仕分け

するのか、この2点、お願いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。離職者とは、どのような人かということでございますが、離職者とは非正規労働者または中高年等の失業者のことを言います。この非正規労働者というのは、パート、アルバイト、労働者派遣事業の派遣社員、契約社員等でございます。

また、貴重ひな人形の仕分け作業ということでございますが、すべて送られてきているものは貴重でございますが、貴重な定義といたしまして、昭和30年以前のもの、珍しいものということで貴重というふうに大きく判断させていただこうということで分けます。その事業の内容といたしましては、作業期間を9月から3月までの7カ月とし、午前9時から午後4時までの6時間で1カ月に20日間を予定しております。業務人員は3人で業務を行い、業務は送られてきた人形、また今ある人形の大きく分けて昭和30年以前と以後とに仕分けをし、ケースに収納したり、整理番号を付し、運搬、保管する作業でございます。

専門的な知識というところで、非常に専門的な知識を要する部分につきましては、吉徳大光にお願いし、月1回か2回、ひな人形の確認をしていただこうと考えております。

作業は、行川小学校音楽室を使って行う予定であります。

また、作業を完了したものについては、元名木小学校等に保管する考えです。それ以上増えた場合は、勝浦診療所も予定しております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○2番（中村一夫君） わかりました。関連的で申しわけないんですけども、当初予算で聞けばよかったんですが、ひな祭り会場の募金箱がありますよね。当初からあるんですけども、この募金したお金、多分、実行委員会のほうに入って使われるのかなと思うんですが、募金がないと実施できないんですか。というのは、今年、特に会場で募金箱が目立ったり、お客さんが無理やりに募金をするような、そういう光景を見たものですから、この辺の協議をこれからもししていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。実質、今年のひな祭りの事業の予算については1,000万円を超えるような事業費となっております。この募金は、おおむね160万円から170万円という数字となりました。今年、事業の場所を行川小学校に持っていったということで、この事業予算の中で大きく分けてバスの運行費とか、そういうところに出ております。実質的にぎりぎり赤字にならなかった状況でございます。そういう意味から、募金は非常に重要であると考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○2番（中村一夫君） わかりました。その募金の件なんですけども、募金をやるとして、仮に絶対、募金をやらないと帰れないような、そんな雰囲気のある場所もありますので、特にその辺はひとつまた検討してみたらどうかというふうに思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） その辺は特に注意を払い、進めてまいりたいと思います。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 議案第35号の国保会計についてでございますけれども、ページ数で行くと45

ページ、一番下なのですが、一般会計からの繰入金3,500万円ということで計上されております。この説明は先般伺いましたけれども、おおむね赤字見込み額7,000万円の2分の1相当ということだそうですけれども、これは赤字が見込まれるので無制限に一般会計から補てんしていいというものではないと思います、あくまで特別会計の性質上、独立採算というのが基本でありますので。そこで、この繰り出しの基準、一般会計からの繰り出しはある程度の歯どめが必要かと思うんですね。その辺をどのように考えておられるのか。無制限に赤字が見込まれたら出しちゃう考えなのか、いや、ここまでだというふうにお考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

先ほどの条例改正とも絡んで質問させていただきたいんですが、今回の条例改正そのものの率、これは通常ですと、2年なり3年なり先を見込んだ中期計画といいますか、それに基づいて税率というのは通常ですと定められると思うんですが、お聞きしますと、今回は単年度限りの見込みのようにお伺いしておりますけれども、その辺を確認したい。今回の税率改正によって、特に大きな医療費の支出がなければ、2年なり3年、この率で行けると考えておられるのかどうか。あくまで単年度で、来年度は来年度でまた検討するということなのか、その辺をお伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。一般会計から、今回、国保特別会計に3,500万円繰り入れまして、議案のとおり率となったわけですが、この基準につきましては、私のほうでは定めておりません。あくまでも突発的といいますか、国保会計が窮地に追い込まれる。結果、3,500万円を一般会計からの繰り入れをお願いしたものでありますので、基準につきましては承知しておりません。

2点目の税率の中期的な設定なのかどうか、国保会計の今後の見通しですが、税率につきましては、理想的には、議員、ご指摘のとおり、中期的な税率が最もふさわしい、それはだれしもが思うところであります。勝浦市におきましては、低所得者の割合も多く、加えて医療費の増嵩、所得の低減、かなり最悪な条件が重なった状況であります。そのような中で、今回の所得割の税率を算定いたしましたので、今後におきましては医療費の増嵩等を注視しながら、慎重に対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 最初のお答えいただいたのですが、聞きようによりますと、それでは、これから先、赤字が1億円、2億円と見込みが膨らんできたときに、その都度、その按分とか一般会計から補てんしていくというふうに聞こえます。それは無制限につながっちゃうと思うんですね。その調整というのは、あくまでも税率を上げるか、法定外繰出金を一般会計から出すと、どちらかしか対応しようがないと思うんですよ。その辺の調整というのは難しいかと思いたすけれども、その辺の基本的な考え方というのは、常に担当としては持っていなきゃいけないと思うんですね。これだけ赤字出ちゃうから、全部面倒見てくれというような考え方では、今後、おかしい予算というか会計の運営になってしまいますので、この辺、もう一回、お聞きしたいということですね。

それと2つ目のご答弁に関してですけれども、これも先ほど申し上げましたように、来年度以降、当然、今の状況ですと医療費が膨らんでくるというのも目に見えているはずです。そう

すると、この財源措置というのも当然考えなければいけない。そうすると、毎年のように税率を上げていくのか。また、法定外繰出金で対応するのか、そういうことも絡んできますので、その辺の基本的な考え方をもう一度お聞きしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。これから先の特別会計の赤字になった場合といいますが、繰り入れ、あるいは率の改正、これはどのように考えているのかというようなご質問でございすけども、これにつきましても、保険者といましては被保険者の立場になって、できる限り税率アップは控えていきたい。そのために歳出削減、あるいは歳入の財源の確保は当然ですけども、財政をできる限り単年度スパンでなく、2年あるいは3年スパンで見通せたらいいなと考えておりますので、その辺、ご理解をお願いいたします。

2点目の税率のアップですけども、今申し上げたとおり、こういうような経済情勢の中、ましてや診療報酬の改定等も予想されます。それらを見極めた上で、極力税率アップは避けていかななくてはならないと考えますけども、最悪のケース、それらも視野に入れて検討しなければならないと、そのように考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 最後に、これは答弁は要りませんけれども、先ほどのこの条例なり予算なりの案件に対しての説明資料の件ですけれども、これは考え方、姿勢の問題でありますので、先ほど副市長のご答弁ですと、議会軽視ではないということですが、運営審議会ですえ重要だと言われている資料です。これが議会で重要でないわけないですよね。だれが考えたって、常識として黙って議案書に添付するのが当たり前だと思うんですよ。それを議長からの要請がなければ出せない、そういう考え方、姿勢が問題だというふうに私は申し上げているんです。このことだけではなくて、すべての議案について詳細な資料を出してもらいたいと言っているわけではないんです。特に重要な案件について、こういう姿勢がほしいということを申し上げたまでです。これは答弁要りません。以上です。

○議長（板橋 甫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） それでは、一般会計補正予算の25ページ、清掃総務費300万円、この予算説明では、清掃業務委託料300万円として一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料として計上されています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村の区域内における長期的、総合的な一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策、事業の基本方針を示すものとして計画を策定しようとするものという提案理由の予算計上の根拠が述べられています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これを見てもみると、相当前につくられていますよね。昭和45年12月25日に法律第137号として制定されています。何回も何回も一部改正が行われてきているわけですが、それはそれとして、清掃に関する法律に基づき云々とあるから、この法律に基づいて今回、これを作成しようとするんだらうというふうに理解します。この第2章、一

般廃棄物の第1節、一般廃棄物の処理の項の第6条第1項で、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理の計画」という。）を定めなければならない」と規定している。第2項以下5項まであるんですが、この第2項の4を見ると、「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」となっていて、いろいろと条件がついているんです。これを見たときに、私が質問したいのは、昭和45年にできた法律で、計画を定めなければならないと、ならない規定になっているのですが、今までこの基本計画はなかったのかどうか。昭和45年の法律にあるのに、これは大変な時間が過ぎて、現在、平成22年ですか。ないとすれば、なぜ今までこれがつくられなかったのかという疑問が出るわけですね。そこのところをまず第1にお聞きしたいわけです。つまり、今なぜ予算計上なのかということをお聞きしたいわけですね。それが第1。

2点目は、仮にそれを是として、つくらなければならないんだから、つくるんだけど、中身はどういうものになっていくのかということをお聞きしたいわけですね。勝浦市の場合は、ご存じのように、当時の1市5町で広域のごみ処理施設をつくろうじゃないかということで意思統一がされました。その後、町村合併によって2市2町になったけれども、それでも夷隅郡市広域市町村圏事務組合を中心にして、可能な限り早く2市2町の共同のごみ処理施設をつくろうじゃないかということが決められています。古くは平成13年12月に、夷隅郡市の場合は一昨年から去年にかけて、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会幹事会とか、いろいろとそのための仕事が、執行部も、議会側も協力し合いながら進められているわけですね。建設委員会幹事会資料としてここに出されているのは平成21年ですが、候補地の予定地だとか、あるいは機種はどういうものだとか、どうのこうのとか、ごみ処理施設の整備事業計画スケジュール案だとか、いろいろ出ているわけですね。だから、勝浦市の一般廃棄物処理基本計画をつくって、この中身はどういう中身になってくるのか。

既にもう旧大原町が御宿町にごみを持ち込んで、御宿町の施設を使って、当面、処理している。旧夷隅町と岬町との共同施設に大多喜町が持ち込んで処理している。勝浦市は、勝浦市だけで単独で処理している。この3つの施設が1つずつ、3カ所であるけれども、スキームとしては夷隅郡市の共同の焼却施設としての位置づけなんだよということで現在に来ているわけですね。そうなってくると、そういう運びがあり、現在、そういう位置づけでごみ処理がされ、しかもなるべく早く郡市としては、新しい処理施設をつくってやっていこうという段階で、あえて勝浦市独自の一般廃棄物処理基本計画をつくらなきゃならないのか、疑問に思うんだが、その点についてはそういう郡市というか、広域とのかかわりでどうなっているのかというのをお聞きしたい。

3点目としては、さっきの法律の中身を見ると、処理及び実施するものに関する基本的事項として、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項だとか、一般廃棄物処理計画には環境省令で定めるところによると、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする」となっていて、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、2つ目に「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、3番目として「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、4として「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」云々と、こうなっているんです。

もう一つ、3点目に聞きたいのは、今回の予算計上は、委託料300万円ですね。委託料という

と、この基本計画を策定するためにどこか業者に委託してつくるということに、一般的には考えます。私はそう考えます。ところが、この法律でつくらなければならない基本計画というのは、法律を読んでみると、特に専門業者に委託してつくらなくたって、十分自前でやれる中身なんですね。そうなのに、なぜ300万円もの大枚を委託料で上げなければいけないのか、その理由がわからないということで、以上の3点についてお聞きをしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。玉田清掃センター所長。

○清掃センター所長（玉田忠一君） お答えします。まず、この法律に基づきまして、今までこの計画について策定していなかったのかという点につきましては、昭和63年度から13年間の計画を策定していました。その後、見直しはされておらず、今回に至っているのが現状でございます。その点につきましては、見直し等をするべきだったと思いますけども、してこなかった点については、大変申しわけなく思っています。

中身につきましては、基本事項といたしまして、先ほど議員おっしゃいましたごみの発生量及び処理量の見込み、ごみ排出の抑制のための方策、分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、そういった基本的事項を将来にわたって計画をするものでございます。

広域とのかかわりでございますけども、広域のごみ処理施設の整備計画によりますと、広域において10月末までにこのごみ処理基本計画を策定し、国、県と協議を行う必要があるということで、その間、市、町との本計画に基づく数値の調整等、本計画について協議する必要性があり、市といたしましても、遅くとも8月までには本計画を策定しなければいけないということで、今回の補正予算に計上させてもらったものでございます。

業者委託しなくてはいけないかという点でございますけども、このごみ処理基本計画につきましては、市といたしまして長期的、総合的な視点に立ちまして、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針を示すもので、まず現状分析、将来予測を行います。その際、ごみ量、エネルギー使用料、処理経費等について、千葉県内及び国等市町村との比較、各費用の算出、またほかの自治体に関するデータ等の蓄積とともに、現状に対する分析、将来のごみ量、各種指標の算出、予測分析について、各種解析を行うということで、期間的にも難しいということで、今回、業者委託ということでお願いしたところでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之君。

○14番（児安利之君） 市民課長も環境防災課長も、4月から新しいセクションになった課長の皆さんですから、それ以前のことを云々と言われても困ると思うんですが、しかし、現実にその部署にいるからお尋ねしているんですが、しかし、今の答弁だと、既に昭和45年に策定されていて、その後、見直しも若干あったが、そのままに古い基本計画であったから、現時点で新しい基本計画にし直すんだと、こういう話だと思うんですね。だけど、さっき言ったように、その時点以降、新しい事態が発生しているんですよ。それは何でかということ、夷隅郡市広域ごみ処理施設の建設推進委員会というものが立ち上げられて、その仕事が進んでいるわけですね。例えば平成21年9月11日、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会幹事長にあてて推進委員会の委員長から夷隅郡市広域ごみ処理施設建設計画についてという文書で付託されているわけですね。中身は夷隅郡市広域ごみ処理建設について検討するために下記の意見を求めますということで、5点ほど意見を求めて、回答を去年の11月21日までにお願いしますという文書が発せられているんですけど、このように現実に、建設のための仕事が進んでいるわけでしょう。とにかく、

郡市1カ所でやっていこうよということで計画が進んでいるわけですよ。

計画した工程表も既につけられているわけですね。場所も最近、落ち着いたという話も聞いていますが、そこまで到達しているのに、なぜ今、ここへ来て、勝浦市だけがそれをつくって、どういう意味があるのかということですよ。広域市町村圏事務組合で新しく基本計画をそれぞれの市町村でつくって、それを広域市町村圏に持ち上げなさいと、こういう指示でもあったのかどうか。8月何日とかまでに出せと言っていたというから、恐らく、勝浦市だけに出せと言っているんじゃないと思うんだけど、どういうことなのか、その辺を再質問したい。

仮にそうだとすれば、勝浦みたいに300万円かけてそんな基本計画つくったって、それは単に広域市町村圏事務組合が一本化で推進していくための資料にすぎないではないですか。勝浦市のための基本計画じゃないじゃないですか。勝浦市がこれから将来、5年、10年、あるいは15年先にわたって、こういうやり方で進めていくんですよというための基本計画じゃなくて、郡市が一本化した処理場をつくるための資料にする。そうなったら、郡市のほうでつくればいいじゃないですか。3つある施設というのは、勝浦市が持っているけれども、あるいは、御宿町が持っているけれども、広域ごみ処理施設だという位置づけなんですよ。費用とか、そういうものはそれぞれの自治体で分担しているけれども、御宿は応分のごみ搬入量によって旧大原町が御宿に持ち込んでいたけれども、いずれにしても、広域でやる仕事なんですから、私はそういう点では今回の計上はいかがかと。しかも、広域が必要とする資料だということであるならば、全面展開のこの第6条第2項で言ういろんな中身は、せいぜい一般廃棄物の発生量及び処理の見込みとか、あるいは分別収集の種類とか、その他幾つかのことで、担当の部署でそんなものは十分つくれると。自前で十分つくれると。だから、あえて300万円なんて大金かける必要はないというような判断なんですけど、その点について、再度、お願いしたい。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。玉田清掃センター所長。

○清掃センター所長（玉田忠一君） まず、今回の補正に至りましたのは、今年の3月、広域の各市町においてこの基本計画を策定してもらいたい。これは、国、県と協議するために、どうしても市、町の基本計画が必要だということで、広域のほうからお願いしたいということでありました。

ちなみに、いすみ市においては平成20年3月に本計画を作成しております。大多喜町におきましては、この6月補正に計上するというので、御宿町については当初予算で計上して、今、基本計画について検討している段階だと聞いております。

資料であるとすれば自前でできないかというご質問ですけども、将来的なごみ処理における考え方、ごみ抑制等、そういったものを考えますと、資料だけではなく、各市町の基本的な考えが定まらないと、広域においてもごみ処理の施設の規模等決まてこないということで、これは市、町の独自の基本的な考えを示さないとなかなか難しいところがありまして、今回、基本計画を策定することになりました。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 課長はそう言うけれども、勝浦市のごみ行政に対する基本的な考え方は既に確立していると、私はそういうふうに思っています。市長答弁だって、何回もやりとりの中で基本的な考え方は出ているわけです。現在ある基本計画に手直しして出せば、事足りることじゃないですか。全くないというんなら別だけど、もう既に古い基本計画があるんだと。その数

字とか、その他を若干手直しして出していけば、基本的な考え方、大ざっぱにざっくり言えば、なるべく燃えるごみを少なくして、エコ化に貢献する。広域ごみ処理施設もそういう現実の中で各市町村が可能な限りごみの減量化を図って、分別収集をさらに徹底して、小規模でもいい、そういう施設をつくっていく。これが勝浦市のごみ行政の基本ではないか。何回も執行部は答弁している。

だから、企画課はどうなんですか。今度、3月なら3月に県に申請するのだから、その辺のところは改めて基本計画を無駄金使って新しくつくらせて、出していくという話なんだけど、それが意味があるのかということなんですよ。どういうふうに広域市町村圏の管理者会議なり、そういうところで、そういう位置づけになったんですか。その辺、説明してもらいたい。それでないと、ともじゃないけど、納得できないわけですよ。ごみ処理施設を推進していくことは極めて大事なことから、これは本当に大事なことなんだけど、その辺の経緯はどうなっているのか。屋上屋じゃないですか。今さら広域市町村圏が各市町に新しいごみ処理基本計画を出しなさいなんて何を言っているんですか。そんなものを出さなくたっていいわけです。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。過日の会議等に私も参加をいたしまして、今後の広域ごみ処理に対します基本的な方向性が示され、了承されているところでございます。そのスケジュールの中で、先ほど環境防災課長から答弁がございましたように、基本的に今後、国、県との、これは当然に補助金等の絡みも踏まえてのことであると思っておりますけれども、協議が必要になると。そこで、これもまた清掃センター所長からもお答えがありましたように、協議に当たりまして、それぞれ必要な書類というものをそろえなければならないと。その書類の提出期限というのが、これも先ほど答弁ありましたように、8月ということで、基本的な方向性を示されたところであります。その基本的資料の作成に当たりまして、今回、提案されております基本的事項に関します計画書の添付というのが必要になるということをお願いしておりますので、それによりまして、今回、この補正の提案に至ったものということで私は理解いたしております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 児安議員の質疑は終了いたしました。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は総務常任委員会へ、議案第35号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

陳情の委員会付託

○議長（板橋 甫君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月15日から6月17日までの3日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、6月15日から6月17日までの3日間は休会することに決しました。6月18日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（板橋 甫君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時29分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第28号～議案第35号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第5号～陳情第8号の委員会付託
1. 休会の件